

令和2年6月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和2年6月11日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和2年6月11日 午前9時宣告

開 議 令和2年6月11日 午前9時宣告（第7日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	和田 強
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	渡辺 公平
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	森田 修弘
チーム佐川推進課長	田村 正和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 片岡 雄司

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和2年6月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和2年 6月11日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第44号 | 令和2年度佐川町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第2 | 議案第45号 | 令和2年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 議案第46号 | 令和2年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第47号 | 令和2年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第48号 | 令和2年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第49号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第50号 | 佐川町長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第51号 | 佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第52号 | 佐川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第53号 | 佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第54号 | 加茂辺地に係る総合整備計画の変更について |
| 日程第12 | 議案第55号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第13 | 議案第56号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第14 | 議案第57号 | 物品購入契約の締結について |
| 日程第15 | 発委第2号 | 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書 |

日程第 16

委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、議案第 44 号、令和 2 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番（西森勝仁君）

まず、23 ページ、4 款、衛生費、2 項、1 目、清掃施設費の 12 節、委託料でごみ収集委託料の 63 万円、これはどのような業務をどこに委託するものか、お伺いしたいと思います。

同じく、18 節の補助金、ごみ集積所整備補助金の 100 万円、これはどのような場合に該当し、またどのような手続きによって補助金が支給されることになるのか。

27 ページ、9 款、教育費、2 項、2 目、小学校費、17 節の備品購入費、1,973 万円はどんなものをどれだけ購入するのか。

同じく、9 款、教育費、4 項、1 目、社会教育総務費、12 節、委託料、新図書館整備方針策定業務委託料 1,276 万 3 千円、これはどんな業務をどこに委託するつもりか、その中身と金額をお尋ねします。

29 ページ、9 款、教育費、5 項、1 目、保健体育総務費、21 節、補償、補填及び賠償金 387 万円はどういうもので、その積算根拠は何か。

以上 5 点をお尋ねいたします。

町民課長（和田強君）

おはようございます。西森議員の御質問にお答えさせていただきます。

4 款、2 項、1 目清掃施設費の 12 節、委託料及び、18 節、負担金及び補助金及び交付金についてでございますが、まず委託料のごみ収集委託料につきましては、高齢者や障害者などのごみ出しが困難な世帯、利用者に対しまして、自治会等による協力員がごみ出しを支援していただいた場合に、町のほうから協力金を委託料として交付するというものでございます。協力に関しましてはごみを出していただいた場合に、お 1 人につきひと月あたり千円の協力費をお支払いするという形をとらせていただいております。

続きまして、ごみ収集所整備補助金につきましては、こちらにつきましてはごみ集積所で適正に管理が出来ない、ごみが飛散しているとか動物に荒らされているとかいうところも含めまして、そういったごみステーションを適正に管理するために、及びごみ出し支援の取り組みをする自治会等も含めまして、ごみ集積所の整備が必要な場合に1カ所当たりですね、10万円を限度として補助金を交付するというようにしてございまして、手続きにおきましては自治会のほうから通常の補助事業と同じような形で申請をいただいて、決定をして交付するというような流れで行いたいと考えております。以上です。

教育次長（吉野広昭君）

お答えいたします。まず9款、2項、2目の17節、備品購入費についてですが、国のGIGAスクール構想の推進ということで電子端末を352台、ごめんなさい、失礼しました、358台購入することとしております。学校別の内訳を申しますと、佐川小が190台、斗賀野小が117台、尾川小が18台、黒岩小が33台、これら小学校の1年生から4年生までの児童生徒用として、電子端末の購入をするものです。

9款、4項、2目の12節、委託料ですけれども、こちらのほうの内訳としましては、不動産鑑定評価に係るものが63万5,800円、用地の測量につきましては、180万4千円、基本計画策定業務としまして、1,032万2,400円の合計1,276万3千円を予算計上しております。

9款、5項、1目の21節の補償、補填及び賠償金につきましての積算根拠ということですのでけれども、町民プールのほう、休業要請をしたことに伴いまして、平時でありました直近の12月から2月まで3カ月の平均、売り上げの平均に本来4月、5月分の営業日の53日を乗じましてそれぞれプール、サウナ、テニスコート、スイミングスクールに係るもの、それから施設内での販売の平均価格に53日分を乗じたものが積算の根拠としております。以上です。

3番（西森勝仁君）

分かりやすい御答弁をそれぞれいただいたわけではありますが、まず23ページの高齢者、障害者にこのごみ出し委託料だと思いますが、月、千円と言うことで、63万を予算化をしているわけではありますが、これ63万ということは、もう委託先とかが既に決まっている

ものなのか、またその次に、18 節の補助金、1 カ所 10 万円ということでもありますので、10 カ所想定、積算の基礎が 10 カ所ということであろうと思いますが、これはもう 10 カ所が既に決まっているものなのか、お尋ねをしたいと思います。

町民課長（和田強君）

お答えさせていただきます。まず、支援の 63 万円につきましてですが、こちらにつきましては現時点でどこの自治体がということは決まっておりません。積算としましては対象となる方というものの 1 つの想定として、避難行動用支援者名簿に搭載されている方が 898 名、約 900 名いらっしゃいます。その方の 1 割、90 名、9 月から始めたとしまして 7 カ月分、90 名掛ける 7 カ月分掛ける千円で 63 万円という金額を積算させていただいております。

続きましてごみステーションの補助につきましては、県内の先行されております自治体等の状況を調べまして、大豊町とか香南市などが補助の上限 10 万円ということで、ごみステーションの整備補償をされておりましたので単価につきましては 10 万円という形。件数につきましては自治会数が全部で 106 ございます。ステーションで言いますと 277 カ所ございますが、当然整備の必要とは思われないステーションとかもございますので、106 の自治会の 1 割ということで、10 件という金額を積算として出させていただいております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

ちょっと聞き漏らしたかもわかりませんが、委託先ですけれども、その千円のごみ出し委託先、これは例えば民生委員さんであるとか、自治会長とかそういった個人と言いますか、自治会のは別ですけど、そういったところも対象になるのかどうか、ちょっと聞き漏らしたかもわかりませんのでお尋ねをします。

町民課長（和田強君）

ごみ出し支援の事業主体としましてはですね、自治会及び N P O 法人等を想定しております。事業の目的はごみを戸別収集するという分もございますが、大きな目的としましては、自治会の助け合いをですね、ごみ出し支援を通じて行っていただいて、これをきっかけとしてですね、地域のつながりをですね、深めていただくという部分もございますので、個人とか収集業者とかいうのではなく、自治会、主には自治会というのをですね、想定しております。以上で

す。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

9 番（松浦隆起君）

2 点、まず 27 ページの先ほど、西森議員聞きましたが、新図書館整備方針、内容をお聞かせいただきましたが、建設の候補地について昨日、現地も見させていただいて説明を受けました。あの候補地で建設をすること自体は私は反対ではありませんし、文教の町らしい他にない図書館、そういう施設という意味ではいろんな仕掛けができる良い場所ではないかとも思っておりますが、ただ一方で場所的にああいうところで実際に成功するのかという、危惧を持たれる場所であることも一方であると思います。その意味では具体的な説明が昨日ありました。その候補地の既存する建物のことであるとか、建設をしていくにはいくつかのハードルがあって、その説明を昨日いただいて今日すぐにこの特に先ほどお聞きした基本計画というのは、実行していく計画になるわけで、今日すぐにこれを予算を認めるというのは、いささかちょっと唐突すぎるのではないかという個人的には思っております。

しっかり、昨日は町長初め執行部の皆さんと議論させていただきましたが、我々議会と執行部の皆さんとこの文教の町にとって本当にふさわしい施設、場所があそこで良いのか、あそこだとしたらどういう建て方があるのかしっかり検討して、あとに禍根を残さないような建物にするべきだと思いますので、ぜひその努力をしていただきたいということを申し入れたいと思います。

それから、次に 23 ページの、先ほどこれも聞かれておりましたが、ごみ収集委託料、これは私が 2 回ほど質問させていただいて、こういう高齢者の方のごみ出し支援をしていただくということ自体になったことはありがたいことだと思いますが、私の質問のときに町長も公助を共助でということをおっしゃってました。今課長のお話では、主に自治会と。事前に私のほうに御説明いただいたのは、その他、集落活動センターであるとか、そういうところもサポートをしていくということでしたが、これはいくつか課題が出てくると、このやり方は思います。

私が質問の折りに言わせていただいたのは、共助ではなかなか出来ない部分がたくさんあると。高知市では、直接、市が請け負って

やっている。事前に課長にも申し上げましたが例えば自治会に加入をしていない方、その方をどうするのか。あと、課長の説明を、お話を連絡をいただいて、何人かに私もお話を聞きましたが、自治会で受けるのは良いかもしれないけれども、自治会の人に頼むということ自体が少し負担になるという率直なお声もいただきました。

もう1点、危惧するところは、これもお声としていただいているのは高齢者が高齢者を支援するのはなかなか難しい状況に今なってきてると。どの自治会も私の地元もそうですが、高齢化をしてきて、その自治会の中でごみの支援を請け負うというのは将来的には限界が出てくる。ですから、そのあたりをスタートさしていただくことは構いませんが、スタートしたうえでしっかり、そのあたりをどういうふうにしていくのか。私は直接ごみの収集業者に委託する、高知市がやってるようなやり方をする、また、他のところでもやってるようにシルバー人材センターや他のところにしっかりと委託をして、課長の説明のようにここは自治会でやってもらう、ここは集活でやってもらうというのは、私はちょっとそぐわない。統一でやっていることをまずはこの形でスタートさしていただいて、スタートしていただいたうえで、そういうこの仕組みから、こう入れない方々、実際に自治会に入っておられない方はじゃあ誰に頼んだら良いのかということになるわけで、そのあたりが少し欠けているのではないかと。

発言さしていただいているので、もう1点ついでにちょっと嫌口を言うと、こういう新しい事業を始めるのであれば、これは予算の説明のこの議会の折りに担当課長なりなんなりが、こういう制度を始めますという説明を私はあつてしかるべきだと。質問があつて答えるということではなくて、説明をしていただきたいというふうに思いますので。

質問は先ほど言ったように、この制度の中で支援できない方々出てくる可能性、また、同じ自治会内等でなかなか頼みにくい、それぞれ人間関係もありますから、そういう方々をどうしていくのかということをごどこまで考えておられるのか、今後の取り組み等も含めてお聞きしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。新文化拠点のことにつきましては、松浦議員おっしゃるようになりますね、もう少し丁寧にししっかりと説明をさせていただかなければいけなかったなということで、申し訳ない

なというふうに思っております。しっかりと今後につきましては進めさせていただきたいというふうに考えております。

また、ごみ収集委託料の件につきましては、松浦議員からも御質問をいただきまして検討しました。まず、原則としてはですね、自治会にごみ出し支援を会として、団体としてお受けいただいて、支え合い助け合いの活動として広げていただければいいなということを考えて、今回は制度を作りました。新しい取り組みですので、松浦議員おっしゃいますように、議員の皆様にも事前にしっかりと説明をさせていただかなければいけなかったということは、これはもう私の責任でございます。本当に申し訳なく思います。

この取り組みにつきましては、この第5次佐川町総合計画の中で「チーム佐川まじめにおもしろく」というこのスローガンをかけながら取り組んでおります。やはり、自治会のつながりが少しずつ希薄になっているのかなと思われる部分もございますので、このごみ出し支援という中で、この活動する中で自治会のつながりが少しずつさらにまた強くなっていただければなという願いも込めて、この制度にしております。今、自治会に加入されていない方が、仮に、ごみ出しができなくて自治会の支援を受けた、それがきっかけで自治会に入るということも考えられないわけではないかなというふうにも考えています。

また先日、佐川中学校の3年生にこの話をさせていただきました。今、こういうことを考えていますと。制度として、町が運営することになったら、ぜひ、中学生の皆さんには困っている方々のごみ出しについてお手伝い、支援をしていただきたいなという話をしたら、ほとんどの中学生がぜひやらせていただきたい。また、学校からはこれは生徒会の取り組みとしてやってもいいんじゃないかという声もいただきました。そういうことも含めてですね、まずはこの制度の中で始めまして、それでもやはり自治会では出来ない、地域の集落活動センターを運営しているNPO支援団体でも出来ない、そういう方々がいらっしゃる場合はですね、シルバー人材センターにお願いをするとか、そこは臨機応変に対応していきたいというふうに考えておりますので、まずはこの制度でのスタートを御理解いただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

9 番（松浦隆起君）

町長のお答えは分かりましたが、実際のさまざまな状況にある自治会は、そういうきれいなことだけですむ自治会ばかりではありませんので、しっかり声を聞いていただいて、あそこのお家だけシルバーから来てる、別は自治会でやってる、それは町長の言うそういうチームにはなり得なく逆になっていく可能性もあるので、先ほど言われたように約 100 を超える自治会、さまざまな自治会がありますから、ですから、それをよく声を聞いていただいて、そのうえでどうしていくのかということを柔軟にしていだきたいということをお願いをしたいと思います。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

5 番（坂本玲子君）

お伺いします。23 ページの下の方、新型コロナウイルス対策新規事業支援補助金として 200 万円が組まれています。これの対象となるものと補助内容についてお伺いします。

もう 1 点、21 ページの一番上、保育対策総合支援事業補助金が組まれています。これは、感染防止のための内容だと思いますが、内容についてと、効率についてはどんなにするのかということをお伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、私のほうから 21 ページの一番上の保育対策総合支援事業補助金 250 万円について御説明させていただきます。この 250 万につきましては、金額としては私立 5 園分の金額です。1 園当たり 50 万掛ける 5 園ということです。内容につきましては感染防止対策に関わる消耗品、マスク、アルコール類、それから備品類のほうも購入できるという形になってます。これについては各それぞれ、保育園のほうから要望と、これからお聞きをさせていただいたうえで、町が一括して補助金の申請をするという形になります。

公立の分につきましては、ページが戻りますけれども、19 ページの下になりますが、消耗品として 10 万円、それから備品購入費として 90 万円、合計して 100 万円です。これは公立 2 園分の、1 園当たり 50 万円掛ける 2 ということで、それぞれ申しました消耗品と備品購入費に一定予算を分割しまして計上させていただいております。以上です。

産業振興課長（森田修弘君）

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。23 ページのほうの商工振興費の新型コロナウイルス対策新規事業支援補助金のほうですけれども、対象につきましては新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、その対策として新たな新商品の開発ですとか、新たなサービスを提供、事業として取り組んでいこうというところに対しまして、補助率3分の2、最大10万円ということで、20事業者ぐらいを想定しまして、事業のほう進めていきたいと考えております。同様の事業が県のほうの、今度、補正予算のほうでできるようになっておりますけれども、県のほうの事業は商工業者グループであつたりとかそういったようなところが主になっておりますので、個人の町内の小規模事業者を対象に制度のほうを詳細を決めていきたいと思ひます。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

コロナウイルスの対策費が組まれいているのは、本当にありがたいことだと思いますが、いまだに消毒用のアルコール類は手に入りにくいと。質問の時にも申し上げましたが、優先的に手に入るような形で町が何らかのサポートができれば一番良いかと思ひますので、ぜひその辺も検討していただきたいと思ひます。

議長（岡村統正君）

他に質疑ありませんか。

1 番（橋元陽一君）

ページ外になりますけれども、31 ページのあとの給与費明細書のところに関わつてであります。補正前の定数と補正後の定数を見ますと、3名減になつてるといふ表記だと思ひうんですけども、このコロナ対策等で忙しい時期に、定数不足のまま推移してきているのかどうか、また定数条例との関係でどうなのかお聞かせいただければというふうに思ひます。

また、削減、3人が減つてるといふことであれば、どの分野での職員が減つてるのかをお聞かせください。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。すいません、正確にはちょっと今手元に資料がないので、正確にはお答えできませんけれど、減つておるのはこの予算を作成した段階で、退職を予定してなかつた者の退職がありました。そして、採用の予定をしておつた者につきまして、例えば主任ケアマネというのを今も募集しておりますけれど、その者につ

きましては本来４月から採用するということで、去年度も採用の募集をしておりましたけど、採用にならなかったとそのようなことがありまして、当初予算に計上しておる分につきまして人数には実際には減っておるというような事情があります。あと当然定数内ということではあります。以上です。

１番（橋元陽一君）

ということは中途退職とか、補正前と補正後の間で退職があったということであれば、現時点では定数不足のまま推移をしてるという捉え方で良いのかどうか、何かの形で補填をされてるのかどうかお聞かせください。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。今現在の条例に規定されております定数は下回っております。退職者と募集しても応募がなかったという状況で、４月１日現在で各課の業務内容等見渡しまして、各課で業務ができるといふ人数のほうを配置しております。

今後につきましては、今の業務とか今後の採用の人数等を検討いたしまして、募集をしていくというふうには考えております。以上でございます。

１番（橋元陽一君）

一般質問の中でも全ての議員の皆様方から、職員の皆様のご奮闘というか、労う意見もあったと思うんですけども、ぜひ長期化が予測されますので、採用等含めて、すぐに対応できる課題ではないかもしれませんが、職員の皆さんにそういう御負担がかからないように、十分配慮をお願いしたいということをお願いして質問を終わります。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

11 番（中村卓司君）

19 ページですが、議会の前の説明の中で、私のほうの理解としては補助電源と言うことで、この予算が 2,200 万組まれているという説明だったと思うんですが、なんで今更、そういう説明ではなかったですかね、今頃になってこういうところの補助電源になったのか、それから違うのか。常用電力か、ごめんごめん。同じやないやろうけど。その、耐震化からすると当然こういうの、もう、やっちゃかないかんことが今更起きるっていうのがびっくりなんですけど、なぜ

かということと、こういうことの施設をしなければならない施設が他にもあるのではないかというような心配もしますが、その説明をお願いしたいということと、それから 29 ページにあります、プールの補助金で 387 万というの也被まれています。それから坂本さんのほうの質問で 200 万のコロナ対策というようなことがありましたけども、これは全て経済といいますか、お金に関する補助の関係ですけども、逆にそのソフト面で考えると、例えば司牡丹なんかで売り上げが下がっている、それからぢぢぢの牛乳に対して学校給食の関係で売り上げが下がっている、そんなこともあってそれを応援する意味のソフト面のこともいるんじゃないか、それに伴う予算というものにもいるのではないか。例えばふるさと納税について特に力をいれてこのことについて佐川町を助けてくださいというような地産外商みたいなことが、できるのではないか。そんな予算が含まれてほしいと思うんですが、この中に含まれておたらですね、お聞かせ願ひたいと思います。よろしくお願ひします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをいたします。まず私のほうから、19 ページの真ん中あたりに、地域介護・福祉空間施設整備等整備交付金ということで 2,291 万 3 千円計上させていただいてます。これに関する質問だと思いますが、これにつきましては、特養と地域密着型の特別養護老人ホームのわかきの桜、それから、併設しております、グループホームのやっこそう、こちらのほうに非常用の発電施設を整備するということの金額になってます。

わかきの桜につきましては、建設時、非常発電設備しておりますけれども、今回、国の補助金がですね、付くということが、これが付くと言ひますか、施設のほうから要望が上がってきたのが当初予算後でありまして、今回の補正予算対応となったものでございます。

やっこそうにつきましては、非常用電源設備がなかったということで、合わせて今回整備をすると。南海トラフ対策ということで、国の 10 分の 10 の補助金を使つての申請ができたということでございます。

他の施設につきましては、申し訳ないですが、今ちょっと資料がございませが、また後で、調べてご報告をさせていただきたいと思ひます。

副町長（中澤一眞君）

コロナ支援、コロナ対策に関してソフトの仕掛けが、支援が必要ではないかというお尋ねでございます。今回の6月補正予算の中ではですね、先ほど御質問もいただきました、23ページにありますコロナウイルス対策新規事業の支援の補助金、これがまさにソフトに当たるものかなと。今コロナによって打撃を受けておられる事業者の皆さん方に対して、国の持続化給付金であるとか私どもの基金であるとかという支援のお金を一方で寄附する。その次の段階として、やっぱり事業がしっかり回復をしていただく、経済が回るようにしていただく、そういった面での支援が必要なのはお話のとおりかと思っております。

この200万円というのは説明がございましたけれども、こういう新しい生活様式言われておりますが、なかなか元に、そのまま戻るといよりはですね、新しい仕事の仕方をいろいろeコマースであったり、そういうことを考えていただこう、そのための支援としようというのがそういう意味ではソフトの取り組みかと思っております。

ただ、今後ですね、今回の補正予算の中にはこれ以上のものはございませんけれども、事前の説明会でお話をしました臨時交付金の、承認いただく臨時交付金の1次計画を今、提出をしております。その中に2千万円、商店街の振興であったり、要は町内で経済が回る仕掛け、これはスタンプラリーであったりですね、あるいは商品券というような、これからちょっと中身はまだこれから詰める必要があるんですけども、今、一応2千万という枠は確保しておりますので、これ内容を早急に詰めましてですね、次の予算提案をさせていただければというふうに考えておるのが1点。

それから、お話にございましたふるさと納税についてですね、今担当者のほう、それから町内のそういう打撃を受けておられる事業者の方々にこういったことを町として、ふるさと納税はもう既にツールとして持っておりますので、その中でなんとか前面に押し出すような応援が出来ないかということを今、検討しているところでございます。できるだけ早期に形にできるように取り組みを進めていきたいと思っております。以上でございます。

教育次長（吉野広昭君）

御質問のありました、プールの営業補償につきましては本来見込まれているであろう営業の売り上げに対するですね、休業要請によ

る休館についての補償で、そのふるさと納税とかですね、そういうようなソフト面のほうは参入しておりません。以上です。

11 番（中村卓司君）

課長のほうから説明がありましたものですが、地産外商という意味でこれを悪いことを逆にですね、これを機会にするというふうなこともあろうかと思えます。そこで地産外商をですね、ますます力を入れて、マスコミなりマスメディアを使って佐川町を売り出すとか助けてくださいというふうなことをより一層力を入れていただきたいというお願いがあります。

それと、その非常電源というのが補償の対象についてのそれができなかったということですが、他はちょっと分からないので後でということですけども、ぜひですね、一昨日ですが、ものすごい地震がどんっと来まして、ひょっと南海大地震やないろうかと飛び起きましたけども、まあ幸いにしてそれではなかったんですけども、今日明日中にも来てもおかしくないというふうなことでございますので、できるだけ早くですねこの対応もしていただくことをお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。以上です。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

12 番（永田耕朗君）

27 ページの新図書館についてであります。松浦議員に対しての答弁もございましたが、この問題は前候補地が取得不能になったということで、また新しい候補地が出てきたということでもありますけども、先月 25 日に初めて議会としても知らされたわけでありまして、その説明の過程で既に早、予算が委託費が組まれておるというようなことで、非常にこの予算について乱暴なやり方じゃないかと感じるわけですが、この予算を組まれた経緯を説明していただきたいと思います。

教育次長（吉野広昭君）

予算につきましてはですね、候補地が変わったということで新たな候補地、上町地区に購入が可能な土地とか候補地が見つかったということで、それに伴いまして用地測量であるとか不動産鑑定、それと当初から予定をしておりました策定員会、ごめんなさい、基本計画の策定の委託料について計上したということでもあります。以上です。

12 番（永田耕朗君）

前候補地ではかなり議会とも議論をして、話は進み、煮詰まっておったと思いますが、今回の候補地については初めて、25日に初めて聞かされて、そして昨日現場を見せていただいたわけですが、建物も非常に変則的であるし、また、痛みが激しい状況でありまして、今議会で予算をと議論をする時間が全くない、少ないわけですが、もっと丁寧に予算を組むべきじゃないか、議会としてももっと議論を深めて、より良いものを将来に残すということはお互い思いは一緒でありますので、ぜひとももう少し時間をかけて議論をしていただきたい。そしてまた今、候補地とか取得できる土地が2カ所出てきたように伺っておりますが、こういったものも含めてもう少し時間をかけるべきじゃないかと考えるわけですが、そこら辺の考えを、町長、答弁願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。5月の25日の議案説明会の時に、議会の皆さんには初めて説明をさせていただきました。永田議員おっしゃいますように、本当に時間がない中での予算、補正予算の提案ということになって申し訳なく思っております。言い訳をするつもりはないですけども、4月の時点で基本的な合意が得られたときにはですね、すぐ、議会の皆さんに説明をさせていただこうということで準備をしておりましたが、コロナウイルスの感染拡大防止のこともあってですね、全員協議会をお願いをせずに5月の末まで来てしまったということを実際に申し訳なく思っております。

永田議員おっしゃいますように、もっと丁寧にですね、議員の皆さんとも協議をしながら、佐川町の文教の町佐川の核となる施設となりますので、丁寧に進めていかなければいけないというふうに考えておりますので、また今後におきましても、御指導、御提案をいただければというふうに考えております。以上となります。

12 番（永田耕朗君）

今回の予算は1,200万少々ということでありまして、この予算が何億という予算につながっていくわけでありまして、最終的には青山文庫、図書館ということで、5億、6億それ以上かかるかもしれないけれども、その予算の入り口でありますので、お互いが慎重に議論をするべきと考えるところであります。以上です。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

3 番（西森勝仁君）

私はこの令和 2 年度、佐川町一般会計補正予算書（第 2 号）これについて修正動議を提出したいと思います。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 45 分

再開 午前 9 時 47 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対しては、西森君他 1 名からお手元に配りました修正の動議が提出されております。

これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

3 番（西森勝仁君）

3 番、西森勝仁です。それでは、修正動議を提出いたします。令和 2 年、6 月 11 日、佐川町議会議長、岡村統正様、発議者、佐川町議会議員、西森勝仁、賛成者、佐川町議会議員、松浦隆起。

議案第 44 号、令和 2 年度佐川町一般会計補正予算書（第 2 号）に対する修正動議、上記の動議を地方自治法第 115 条の 3 及び会議規則 17 条、第 2 項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

修正案を説明する前に、本修正動議の提案理由を御説明させていただきます。

図書館並びに青山文庫の新築移転は佐川町民の積年の願いでもあります。町長は昨年 6 月定例会において、この計画の前候補地に、2,000 m²程度の複合施設を 8 億円から 10 億円かけて建設すると表明されたところであります。

しかし、本来なら用地取得も同時進行すべきところ、これが全くできておらず、今年 3 月定例会を前にして地権者との合意に至らず断念したとの報告を受けました。

そして、今定例会の議案説明会の当日の 5 月 25 日に突然降って湧いたように、用地測量等の経費が予算化され、予定地の説明があったところです。

しかし、私たち議員にとっては寝耳に水の話であり、昨日初めて

現地を視察ただけで十分な踏査もできておらず唐突すぎてこの予算を審議できる状況にはありません。このような状況で議決し、拙速に事業が進行しますと将来禍根を残すことは火を見るよりも明らかであります。

この施設は当然のことながら建築することが目的ではありません。これから将来にわたって永く、町民をはじめ多くの人々に親しまれ利活用されることが目的であります。特に青山文庫にはたくさんのお宝が収蔵されていると聞いておりますし、これらの展示や収蔵にしても良質な環境のもと一定のスペースを確保する必要があります。また、町内外から専門家も含め多くの方々の来館が予想されますので、一定の駐車場の確保も必要であります。

こうした重要議案について議論がされず議決されるということになれば町民に対して全く説明責任が果たせません。

以上の理由により、今回の補正予算案に計上されている、9款、教育費の社会教育総務費、12節、委託料、新図書館整備方針策定業務委託料の1,273万6千円の内佐川町新文化拠点、仮称であります、(仮称)、整備基本計画策定委託業務費1,032万2,400円を削除する修正動議を提出するものです。

議案第44号、令和2年度佐川町一般会計補正予算(第2号)に対する修正案、議案第44号、令和2年度佐川町一般会計補正予算(第2号)の一部を次のように修正する。

(歳入歳出予算の補正)の第1条、第1項中、2億3,636万3千円を2億2,604万円に、93億5,283万1千円を、93億4,250万8千円に改める。第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改めるものでありますけれど、この予算書の2ページから9ページにかけて修正箇所が22カ所ありますが、修正箇所のみ申し上げます。

歳入、18款、繰越金、補正額217万1千円、計5億5,368万2千円。18款、繰越金、1項、基金繰入金、補正額217万1千円、計5億4,268万1千円。歳入合計91億1,646万8千円、補正額2億2,604万円、計93億4,250万8千円。歳出、9款、教育費、補正額1億1,463万8千円、計12億515万8千円。9款、教育費、4項、社会教育費、補正額176万9千円、計5億5,534万9千円。歳出合計、計2億2,604万円、計93億4,250万8千円。

令和2年度佐川町一般会計補正予算(第2号)、修正に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括(歳入)、18款、繰越金、

補正額 217 万 1 千円、計 5 億 5,368 万 2 千円。18 款、繰入金、歳入合計、補正額 2 億 2,604 万円、計 93 億 4,250 万 8 千円。歳出、9 款、教育費、補正額 2 億 2,604 万円、計 93 億 4,250 万 8 千円。歳出、9 款、教育費、補正額 1 億 1,463 万 8 千円、計 12 億 515 万 8 千円。補正額の財源内訳、その他 3,796 万 6 千円。歳出合計、補正額 2 億 2,604 万円、計 93 億 4,250 万 8 千円。補正額の財源内訳、特定財源、その他 3,796 万 6 千円。

以上であります、どうか議員の皆様の御理解をお願いいたします。

議長（岡村統正君）

これで提出者からの修正案の説明を終わります。

これから修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に賛成者の賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

次に原案及び、修正案に反対者の反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

次に修正案に賛成者の賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 44 号、令和 2 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

まず、本案に対する西森議員他 1 名から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案は起立で願います。

賛成の方の起立をお願いします。

賛成多数。

起立多数によりしたがって修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおりに決定することに賛成者は起立願います。

起立全員。

したがって修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第45号、令和2年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第45号、令和2年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第46号、令和2年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 46 号、令和 2 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 47 号、令和 2 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 47 号、令和 2 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 48 号、令和 2 年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 48 号、令和 2 年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 49 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番（松浦隆起君）

一度説明はお受けしましたが、この教育長の通勤手当を削るという当初の提案の理由が少し根拠がないのではないかと思いますので、今一度説明をしていただきたいと思います。

それと、教育長になられてから月日が経ってるわけで、このタイミングでなぜこれが出てきたのか、これを今回出すにあたった経緯、なんらかのどこからかの指摘があったとか、そういう理由があればそれも合わせてお伺いしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

御説明をさせていただきます。まず、議案の提案説明の時の私のほうの説明が十分でなかったことをお詫びいたします。

この教育長の通勤手当につきまして、タイミング、今回出したタイミング等も含めまして今一度御説明をいたします。

本年の 4 月の 24 日に監査委員のほうから例月出納検査結果報告書の提出についてというもので、例月の出納検査の報告書をいただきました。その御意見の中に現在、教育長に支給している通勤手当について高知県及び県下市町村との均衡を鑑み、今後、条例改正などにより、通勤手当支給を見直すことが適当とあると考えるので検討されたいという御意見をいただきました。この御意見をいただいたということもあり、総務課のほうで県下の状況、並びに高知県の状況について確認をいたしました。確認をいたしましたところ、県下 34 市町村のうち 29 市町村については支給がないという現状でございました。佐川町含める残る 5 市町でありますけれど、佐川町以外の 4 市町につきましては教育長も含め、市長、町長、副町長、他の

特別職の３役でありますけれど、教育長も含め３役につきましては通勤手当の支給の規定がございました。佐川町だけが教育長だけに通勤手当の規定がありまして、町長、副町長には通勤手当の規定がございません。高知県におきましては３役すべてに通勤手当の規定がございました。このようなこともあり、佐川町においては他の３役であります、町長、副町長にも通勤手当の規定もないと、教育長だけに通勤手当の規定があるという現状、そして先ほども言いましたように、県下の市町村、29市町村で支給がないという状況を鑑みまして今回教育長の通勤手当の分につきまして、削らしていただくという条例を出させていただいたという次第でございます。以上でございます。

９番（松浦隆起君）

本町の考えがあってこの通勤手当っていうのは教育長に充てられていたわけであって、それを今回削るというに当たって、先ほど監査委員からの指摘があったということですが、近隣町村との均衡を図るというのは、私はどうも理由として理由にならないのではないかと。本町としてこの教育長、３役について通勤手当をあてるというのは改めたいという主張等の執行部の今回は判断があったと、しっかりとした理由があってやるべきであって、我々も、私もそうですが、議会でいろんな提案をします。近隣でやっててもやっていただけないことたくさんあります。均衡は図られてないと思いますが。ですから、これは均衡を図るというのは隣でやってないからやらないとか、そういうことではないと思いますので、今回、佐川町としてどう判断したのかということをはきちと説明をいただいて、提案をするべきであったと思いますので、私がこの教育長の通勤手当を削ること自体に反対ではありませんが、こういう条例案の出し方というのは私はいかかなものかと思いますので、これについては私は賛同することはできないということを申し上げて終わりたいと思います。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 49 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 50 号、佐川町長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 50 号、佐川町長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 51 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 51 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 52 号、佐川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 52 号、佐川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 53 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 53 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 54 号、加茂辺地に係る総合整備計画の変更について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 54 号、加茂辺地に係る総合整備計画の変更について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 55 号、工事請負契約の締結について質疑を行います。

3 番（西森勝仁君）

ここに工事契約の請負締結に関する議案が出されておりますけれども、私はこの落札業者に対しまして不服も異議もあるわけではありません。むしろ良い業者がやってくれることになったというふうに喜んでいるところではあります。しかし、この契約の方法について異議があるところであります。この工事の契約の方法は一般競争入札となっておりますが、これはさながら開かれた入札のようにも見受けられますけれども、そこで町長にちょっとお尋ねをいたしますが、なぜ、一般競争入札としたのか、また、この一般競争入札のメリットはどこにあると認識をされておられるのか、まずお尋ねをします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。一般的な話をさせていただきますと、国を初め、県、大きな自治体に関しましては、基本的に入札は指名競争入札ではなく、一般競争入札を行いなさいという基本的な方針が出ております。ただ、地域性もありやむを得ない場合に、指名競争入札による入札もしてもよいというのが基本的な方針になっております。

佐川町におきましては、工事請負契約の入札につきましては町内の業者の皆さんでできる内容の工事につきましては、町内の業者の皆さんを指名して入札を行っているというのが現状であります。指名をするという場合には、指名する側の役場の責任を問われることとなります。建設業法違反になるような指名をこちら側が、執行部側がしてるということになると、それは執行部側が責任を問われるということになります。これは業法上のいろいろな規定がございますので、業法違反にならないような入札を執行するという責任もあります。

今回のこの事業につきましては、役場庁舎の非構造部材等耐震改修工事につきましては、金額が大きく特定建設業の許可をもっている事業者しかできない工事の内容になります。町内事業者だけではできないという内容の工事になりますので、今回は制限付きの一般競争入札を行ったという内容になります。一般的には、一般的に言われておりますメリット、一般競争入札のメリットとしましては、広い範囲での参加ができて、競争性が高まり、経済的な価格で発注をできる。また、発注者の恣意性、発注者の何か意図がかかりにくいと、恣意性を排除しやすいというメリットもあると言われております。また、入札談合を行いにくくしうということが一般的に言われているメリットであると考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

今、町長から、今や入札は、入札につきましては国の方針と云いますが、日本の流れとしましては、一般競争入札という方向に向いているということであろうかと思いますが、それはそれで良いとしましても、メリットの点につきましては、あまり答弁が具体的にはなかったわけではあります。ものの解説書によりますと、一口で言えば一般競争入札は指名と違い誰でも基本的に参加でき、会社のノウハウを生かして価格で勝負できる、これが一般競争入札のメリ

ットと書かれております。

今回の場合は、いろいろな資格がなければ参加できないということで、それは理解をできます。しかし、普通に一般競争入札をしてもそういった業者が手を挙げてきたのか、挙げてきているのはいかとは思いますが、どうもいろいろ制約を定めて、門前払いがありすぎて、参入業者が限られてきたのではないかととも思います。言い換えれば言葉が悪いですが、気に入らん業者は弾き飛ばしているのではないかととも思います。つまり、これは名を変えた指名競争入札と同じようなことではないかととも思います。それに、最低制限価格は 90% に設定しています。この落札率は 92% であろうかと思いますが、この配布された資料、これによりますと入札結果がずっと書いてありますが、これを見てもみますと、先ほど申しました一般競争入札の趣旨からすれば、メリットこういったものからすれば、これで見ると限りは一番安い岸之上工務店が落札者となるべきところではなかったか。その岸之上工務店との差が 2,688 万円もあります。つまり、この一般競争入札、一般的にいわれるこの制度を活用すれば 2,688 万円が浮くわけでありますので、この 2,688 万円が町財政に結果として損害を与えたことになりはしないかと、私はこう思うところでありますが、町長の認識もお伺いしたいと思います。

しかも、現に参加した 8 業者のうち 5 社が最低制限価格を下回っておりまして、安すぎて失格とこういうことになっております。失格にならなかったのは高い業者が上から 3 つとこういうことになっています。ほとんどの業者がこの工事の金抜設計を見て、努力をすればのことであろうかと思いますが、ずっと安く、今言いましたようにずっと安くこの仕事が、事業が完成できる、こういうことで応札をしていますが、このやり方にはかなり問題がありはしないかと。こういうふうに思いまして、町長にもう一度お尋ねをするところがあります。

また、指名競争入札の時点ではほとんどが、最低制限価格が 85%、こうだったと思いますけれども、これと、そしてこの議案第 56 号も最低制限価格が 90% になっている。このあたりも合わせて御説明をお願いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。全く問題ないと考えております。今の西森議員の御説明ですと、何か私が恣意的に事業者を排除してい

るかのような説明になっておりましたが、そんなことは一切ございません。この指名、制限付きの一般競争入札の方法、内容につきまして、国に問い合わせをいただいても、県に問い合わせをいただいても問題があるところは全くないというふうにお答えいただけたと思います。もし、ご心配のようでしたらぜひ、国、県のほうに確認をいただければというふうに思います。

国のほうでこの工事、建築工事土木工事の最低制限価格、国でいいますと、総合評価方式の一般競争入札というのを行っております。調査価格というのがございます。その調査価格の設定が、国のほうでは随分前から算定式によると、90%台が調査価格になるような制度設計に変更になっております。それを受けて高知県のほうも調査価格の設定を変更しておりますし、この高知県内の市町村につきましても、総合評価の調査ではなく、最低制限価格の引き上げを行っております。佐川町はこの最低制限価格の引き上げにつきましては、他の市町村よりは遅い段階での決断をしてですね、昨年度、最低制限価格の見直しを図り、それを周知徹底できるようにホームページでも公開をして不公平な入札にならないようにということで配慮をして取り組んでおります。ですから、今回のこの制限付きの一般競争入札は、国、県の考えにですね、町のしっかりとその考えを検討したうえで判断をして、町として決定をしたものの内容になっておりますので、全く問題ないと考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

その工事箇所によりましては、その設定する最低制限価格につきましては、以前は工事の難易度、いろいろなものを反映させてやっていたわけですが、こういったものは今は参酌全くされない、数字の0,9とかいっぱいあれを掛けてやっていますが、あれは何の数字かようわかりませんけれども、資材の単価のようなものか何かようわかりませんけど、町長は専門家やからあなたにはよう分かると思いますが、今、聞きたいのは、その難易度、こうしたものは反映されていないのか、する必要がなくなっているのか、あの数字だけではじき出したもの、90%を超えるものについては90%と書かれていると思いますが、このあたりはどうなのか。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。私が総務課にきましてから入札に携わった分についてではありますけれど、先ほど町長がお答えいたしましたと

おり、昨年の４月からこの最低制限価格の計算の方法を変えております。それ以前は確かに西森議員がおっしゃられたように、土木やったら 85% っていうのを使用していたというふうに思います。その際に難易度というのは、特に考慮はされてなかったというふうに思います。今回のこの最低制限価格の変更におきましては、この計算式どおりで計算のほうしております。そして、法人によりましては、この最低制限価格の額自体が変わっていくというふうになっております。以上でございます。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 55 号、工事請負契約の締結について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 56 号、工事請負契約の締結について質疑を行います。

3 番（西森勝仁君）

この契約案件もですね、先ほど私が言ったのと全く同じ内容ではありますが、これは最低価格で 2 社が抽選になったということでもあります。ちょっとは安くなったかなとは思いますが、これで 2 百何十万くらいは安くなっていると思います。貴重な自主財源ですので、そのあたりは制度はどうかのということではなくってですね、85% でも恐らくこれは、極端に言うたらほとんど全部が抽選になるかもわかりません。ですから、1 円でも 2 円でも、1 千万でも、2 千万でも町財政に寄与するようなやり方をとっていただきたいと思います。ですが、いかがでございしますか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。国が総合評価方式の一般競争入札において、調査価格の割合の引き上げを行った背景につきましては、建設業の担い手を育成をしていく、建設業を少しでもしっかりと支えていかないと、将来本当に担ってくれる事業者がいなくなる可能性がある、危険性があるということで、国土交通省としてですね、いろいろ業者、建設業界の団体の皆さんとも協議をしてこういう数字に引き上げようということを決定をしております。90%を超える率の調査価格になってる場合も当然ございます。この県の考え方に、この国の考え方に県も準じまして、県も設定をしております。佐川町は国、県の設定からすると随分遅い決定にはなりましたが、昨年、この最低制限価格の設定ということで決定をしましたので、今決定をして進めているこの入札の内容で今後も進めてまいりたいと考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

今、町長の説明を聞きまして、大体は方向性はわかったわけですが、本当に地元業者の育成が非常に重要なことであります。この業者が疲弊していつて廃業するようなことがありましたら、歴史が証明し必ずやってくると言われている南海トラフ地震ももうすぐそこまで来ておりますが、こうしたときに復旧も復興もない。なくなる。こういうことにならないように地元の業者が本当に大事でありますので、そこに75%じゃなんじゃかんじゃというようなカットをしていかないように、そして、他の大工さんとかいろいろな業種もあります。こういったところにもしっかりとてこ入れをしてもらいたいと思います。何よりも税金を納めてくれる地元業者は本当に大事です。大切です。ですから、いろんな業種、設計業務にも関わる業者にも地元業者をしっかりと使ってもらいたい。こういうことですけど、町長の御意見、賜っておきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。この建設業につきましては、現場代理人を受けていただく技術者は国家資格を持っていないとできない工事のものがほとんどになります。

この、例えば1級の施工管理技士の資格を持っているとかですね、2級の資格を持っているとか、こういう技術者の数がどんどんどんどん減っているということで、しっかりとした技術に裏付けられた

工事が行われるように、ということで国土交通省のほうで、検討を重ねて今の状態になっております。やはり、国家資格をもって仕事をしていただくということにつきましては、設計者も含めてですね、しっかりとした技術力に裏付けられた仕事をしていただかないといけない、ということになります。その中でうそや偽りがあってはいけませんので、そういうことは役場内ではしっかりと調査をしながらですね、ちゃんと吟味をしながら今、仕事として、この入札業務を行っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

御答弁をいただきましたが、資格のないものを入れとかそんなような話をしているわけでは全然ありませんので、有資格者であって税金を払ってくれる町民、こういった者ははじき飛ばさないようにしっかりと入れてもらいたいと思います。これはね、このあたりをしっかりとしていただかないと、幸せの町づくりなんか言うたって、そらあ山の彼方のはるか遠く、宇宙の果てみたいなものになりますので、これもしっかりとやってもらいたいと思いますので、よろしくお願いしております。

議長（岡村統正君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 56 号、工事請負契約の締結について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 57 号、物品購入契約の締結について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 57 号、物品購入契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15、発委第 2 号、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書を議題とします。

提案者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（藤原健祐君）

発委第 2 号、令和 2 年 6 月 11 日、佐川町議会議長、岡村統正様、提出者、産業厚生常任委員長、藤原健祐。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び佐川町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

読み上げて提案とさせていただきます。

（以下、発委第 2 号、「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」朗読）

議長（岡村統正君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第2号、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程第16、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申し入れ書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

本定例会に提案させていただいておりました、一般会計の補正予算につきましては、新文化拠点の事業の進め方が拙速であるという御意見をいただきました。西森議員から修正動議が出されまして、多くの議員の皆様の賛成で修正が決定をされました。このことにつきましては私自身、真摯に受け止めさせていただいてですね、やはり拙速にならないように、丁寧に議員の皆様と協議を重ねながら、大切な事業でございます。文教の町佐川としてこの令和の時代における文教のあり方を考える。その核となる拠点施設になりますので、しっかりと皆様に御説明をさせていただき、丁寧に進めていきたいと思っておりますので、今後とも議員の皆様には御指導、御提案をいただきますよう、改めてお願いを申し上げます。

一般会計の補正予算以外の議案につきましては、全て提案どおり

ご決定いただきまして、誠にありがとうございます。今後につきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大に留意をしながらしっかりと防止対策に取り組みながら地域の経済を回していくこと、消費の喚起につながる施策を打っていくこと、これをスピーディーに進めて参りたいと考えております。住民の皆さんがコロナの危機から立ち直り、未来に向かって前を向いて進んでいくことができるよう、チーム佐川で、執行部、議会ならびに住民の皆さんと一丸となってこの難局を乗り越えていきたいと考えていますので、ぜひ、今後におきましても議員の皆様におかれましてはいろいろな御提言、また御指導いただきますよう、改めてお願いを申し上げまして、本定例会の最終日につきましての私のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

議長（岡村統正君）

本日の会議はこれをもって終わります。

令和2年6月佐川町町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時50分